

議 案 第 87 号

松戸市災害弔慰金支給条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市災害弔慰金支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、災害弔慰金の支給に制限を設けるため。

松戸市災害弔慰金支給条例の一部を改正する条例

松戸市災害弔慰金支給条例（昭和42年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(弔慰金の支給) 第3条 (略)	(弔慰金の支給) 第3条 (略) <u>2 松戸市犯罪被害者等支援条例（令和6年松戸市条例第 号）第9条第1号の規定に基づき遺族として支援金の支給を受けた者は、本条例に基づく災害弔慰金の支給対象としない。</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。